

第8回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議録

日 時 平成16年1月31日(土)午後1時30分開会  
 場 所 祖父江町総合センター

職名	区分	氏名	備考
会長	1号委員 (1市2町の長及び助役)	服部 幸道	稲沢市
副会長		友松 隆利	祖父江町
副会長		伊藤 勇夫	平和町
委員		吉川 昭	稲沢市
委員		伊藤 澄也	祖父江町
委員		織田 克己	平和町
委員	2号委員 1市2町の議会議長が 指名した議員	内藤 和秀	稲沢市
		大河内 明	稲沢市
		野村 英治	祖父江町
		天野 晋	祖父江町
		恒川 宣彦	平和町
		山田 武夫	平和町
委員	3号委員 1市2町の長が選出し た学識経験を有する者	鈴木 清	稲沢市
		塩田 郁夫	稲沢市
		鈴木 恵理子	稲沢市
		山内 孝三	祖父江町
		中村 治男	祖父江町
		片山 柚美子	祖父江町
		山田 勝	平和町
		柴田 隆史	平和町
		堀田 裕美	平和町
委員	4号委員 1市2町の長が協議し て定めた学識経験を有 する者	古池 庸男	共通

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

### < 報告事項 >

報告第 1 号 第 7 回合併協議会における提案内容の変更について

### < 協議事項 >

- 協議第 1 号 新市の名称について
- 協議第 2 号 地域審議会の取扱いについて
- 協議第 3 号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第 4 号 消防団の取扱いについて
- 協議第 5 号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて
- 協議第 6 号 電算システム事業の取扱いについて
- 協議第 7 号 広報広聴関係事業の取扱いについて
- 協議第 8 号 納税関係事業の取扱いについて
- 協議第 9 号 消防防災関係事業の取扱いについて
- 協議第 10 号 交通関係事業の取扱いについて
- 協議第 11 号 窓口業務の取扱いについて
- 協議第 12 号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第 13 号 障害者福祉事業の取扱いについて
- 協議第 14 号 高齢者福祉事業の取扱いについて
- 協議第 15 号 児童福祉事業の取扱いについて
- 協議第 16 号 保育事業の取扱いについて
- 協議第 17 号 生活保護事業の取扱いについて
- 協議第 18 号 その他の福祉事業の取扱いについて

### < 提案事項 >

- 提案第 1 号 健康づくり事業の取扱いについて
- 提案第 2 号 ごみ処理事業の取扱いについて
- 提案第 3 号 環境対策事業の取扱いについて
- 提案第 4 号 農林水産業関係事業の取扱いについて
- 提案第 5 号 商工・観光関係事業の取扱いについて

- 提案第 6 号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて
- 提案第 7 号 建設関係事業の取扱いについて
- 提案第 8 号 上下水道事業の取扱いについて
- 提案第 9 号 学校の通学区域の取扱いについて
- 提案第 10 号 学校教育事業の取扱いについて
- 提案第 11 号 文化振興事業の取扱いについて
- 提案第 12 号 コミュニティ施策の取扱いについて
- 提案第 13 号 社会教育事業の取扱いについて
- 提案第 14 号 社会福祉協議会の取扱いについて
- 提案第 15 号 その他事業の取扱いについて

<その他>

- ・合併協議会開催予定について

## 5 閉会

事務局（大野紀明 事務局長）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第 8 回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会」を開催させていただきます。

私は、本日の進行をさせていただきます合併協議会事務局長の 大野紀明でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、ご報告申し上げます。

本日の会議には委員の皆様 22 名の方が出席されておりまして、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第 8 条第 2 項の定足数を満たしていることを申し添えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

高い席から失礼申し上げます。

委員の皆様方には、公私とも大変お忙しい中、第 8 回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議事につきましては、継続協議となっております「新市の名称」、「地域審議会の取扱い」、「町名・字名の取扱い」及び1月9日の第7回協議会においてご提案させていただきました「消防団」、「国際交流・広域交流事業」、「電算システム事業」、「広報広聴関係事業」、「納税関係事業」、「消防防災関係事業」、「交通関係事業」、「窓口業務」、「保健衛生事業」、「障害者福祉事業」、「高齢者福祉事業」、「児童福祉事業」、「保育事業」、「生活保護事業」につきまして、また「その他福祉事業」のそれぞれの取扱いについて、ご協議を願うわけでございます。

また、「健康づくり事業」、「ごみ処理事業」、「環境対策事業」、「農林水産業関係事業」、「商工・観光関係事業」、「勤労者・消費者関連事業」、「建設関係事業」、「上下水道事業」、「学校の通学区域」、「学校教育事業」、「文化振興事業」、「コミュニティ施策」、「社会教育事業」、「社会福祉協議会」、「その他事業」のそれぞれの取扱いにつきまして、新たに提案させていただき、委員の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと思います。

本日は、住民生活に密着した、関連する多くの事業を協議していただきますので、委員の皆さん方には忌憚のないご意見を述べていただき、活発な論議をしていただくことをお願い申し上げます、開会に際してのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることとなっております。

以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと思います。

服部会長、よろしくようお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

初めに、議事録署名委員の指名についてでございますが、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定において、議事録署名委員は議長が指名することとなっております。

今回の議事録署名委員につきましては、内藤和秀 委員、堀田裕美 委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

合併協議会事務局次長 渡辺義憲です。

事務局のほうから、議事に入る前に報告事項がございます。

お手元に「第7回合併協議会における提案内容の変更」という資料を別添させていただいております。

その内容につきまして、報告をさせていただきます。

これにつきましては、2件ございます。

「納税関係事業の取扱いの変更」、さらには「高齢者福祉事業の取扱い」ということで、それぞれ資料のところで変更前、変更後ということで、お示しをさせていただいております。

概略のほうを説明させていただきます。

まず、納税関係事業でございます。

変更前、第7回、先回の協議会資料の69ページでございます。

2番の「口座振替制度については、合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。」という内容でございますが、下の変更後、「口座振替制度については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、適用時期については、稲沢市の制度に統一する。」

ここにございます適用時期でございますが、次のページにも出てきますが、引き落としの内容でございます。

続きまして、次にめくっていただきまして、口座振替制度の中身の細かい部分のそれぞれの変更でございます。

変更前の調整方針でございます。

右側にございます「合併翌年度（平成17年度）から稲沢市の制度に統一する。」と、下のほうにございます「現在、祖父江町及び平和町において、税目指定又は1人複数口座指定がされているものについては、制度の円滑な統一が行えるよう努力する。」という内容を、変更後の調整方針として「当分の間、現行のとおりとする。」、下のところでございますが、「適用時期については、稲沢市の制度に統一する。」という内容に変更をお願いいたします。

続きまして、高齢者福祉事業の取扱いでございます。

高齢者福祉事業の敬老祝金の調整方針として、変更前は、79、87、89歳5,000円、98歳10,000円、99歳以上20,000円とありますのを、変更後、数え80歳5,000円、数え88歳5,000円、100歳以上20,000円とするものでございます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま事務局の報告が、終わりました。

これにつきまして、このように変更させていただいて、よろしゅうございますか。

（発言する者なし）

ご異議もないようでございますので、差し替えのとおり、ひとつご了解いただきたいと思います

います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

協議第1号「新市の名称」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

ご説明申し上げます。

協議第1号 新市の名称について

新市の名称は、稲沢市とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

この協議第1号につきましては、前回の協議会で報告をさせていただきました新市の名称候補、五つの候補について、協議会におけます協議により新市の名称を決定をいただくことになっております。

よろしくご協議をいただきますよう、お願いいたします。

次のページでございますが、名称候補を掲載させていただいております。

よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま事務局より、協議第1号「新市の名称について」、説明が終わりました。

ご質問、ご意見のある方は挙手をして、ご意見をいただきますよう、お願いいたします。

ご意見はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

この新市の名称について公募をした経過の中から、結果として、この合併問題というのが、市民、町民の中にもっと高まってくると、こういうふうな気持ちがあったわけですけど、当初から稲沢市という提案について、公募という形で私ども主張をさせていただきました。

そして、結果として数は少なかったわけですけど、明らかに数字の重みはあったということから、公募方法に若干なりとも不備があったのではないかという指摘もありましたが、

期間の問題等ありましたが、稲沢市でやむを得ないと、こういうことも祖父江町議会の結論を得ております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございます。ほかに。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

この公募につきましては、もう既に何べんもお話が出ておりますので、ご承知のとおり住民の意見を反映すべきではないかという、そんな趣旨のもとから新市名の公募に踏み切ったと、こういう経緯、経過があるわけであります。

従って、この5候補のうち80%に近い、この稲沢市がもっとも妥当であり、適当であるというふうに判断をせざるを得ないというふうに思っております。

従って、稲沢市で当然いかなきゃならんだろう。

これは、住民の意見の反映ということ、初めに公募ということを決めた時点から、そのようになっておるということを理解した上での発言でありますので、私のほうからお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

ほかに、ご意見ございませんか。

3号委員さん、よろしゅうございますか。

ほかにご意見もないようでございますので、協議第1号「新市の名称」につきましては、提案のとおり稲沢市とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第1号「新市の名称について」は、提案どおり稲沢市とすることを承認いたしました。

続きまして、協議第2号「地域審議会の取扱いについて」を議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

5ページをお願いいたします。

協議第2号 地域審議会の取扱いについて

地域審議会については、\_\_\_\_\_とする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

この地域審議会につきましては、白紙提案という形になっております。

設置の有無を含めまして、ご協議をお願いいたします。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま協議第2号の説明が、終わりました。

協議第2号につきまして、ご意見がありましたら頂戴をいたしたいと思っております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

内藤和秀 委員（稲沢市）

この地域審議会につきましては、1月9日、前の協議会で祖父江町が、ぜひともつくってほしいと、こんな意見でございました。

私のほうも今日まで、一応保留にしてほしいということをお願いしたのですが、何せ地域審議会というのは、稲沢市は平和町もそうでありましたが、必要としないという意見で申し上げたはずでございます。

しかし、祖父江町のたっでの希望でございますから、これはなんとしてでも、希望を叶えなければいかんというようなことから、私どもも持って帰りまして、いろいろと議員間で協議をさせていただきました。

結論といたしましては、祖父江町がそんなにお望みであれば、地域審議会の議決を稲沢市もやっつけていこうということで、結論としてはそのようなことになりましたことをご報告いたしますけれども、その中でいろいろと意見が出ました。

私どもが稲沢市としても、一生懸命、この1市2町の円滑な合併を望んで、そして、一生懸命、協力をしておるといことでありますから、最後になって祖父江町がよもや崩れることはないだろうと、こういう意見もございました。

そして、もう一つ申し上げておきたいことがあるわけですが、今度の新市建設計画



の中の序論のトップに出てきておりますけれども、これももう皆さん方、十分に耳にタコが当たるほど、ご承知のとおりであります、合併の必要性というものが第一番に出ております。

1市2町は、既にし尿処理、ごみ処理、消防、水道など住民生活の根幹を支える仕事を協同で処理をしておる。

このための職員組織は、市町の行政にかかわる職員全体の約4分の1、25%を占めておる。

こういった現況を考えても、1市2町の合併はこのような広域行政を推し進めて、住民生活を支援する市町の行政全般について、一体的で効率的な運営を行うための手法である。

こういうことが、合併の必要性のトップに来ております。

従って、この広域行政を今まで進めてきた、これの延長線上にこの合併があるんだ。

こんな精神が脈々と伝わってきておる、流れておるといふふうに思うわけであります。

そこで、確認をしておきたい。

我々がこの合併協議会で共通認識を持って、この合併協議会を進めるためにも、この合併の必要性の今申し上げた広域行政を今までやってきたこのことを踏まえながら、「合併をしていくんだよ。」と、こういう精神から言ってもですね、もし万が一、そんなことはないと思いますけれども、祖父江町がひびが入ったということであれば、これは根底から崩れるのではないか。

この広域行政において、この一部事務組合ですね、こういったことにおいても、ひびが入るのではないか。

こういうことが十分に懸念されるわけですが、その辺のところも十分に検討し、また腹に持って、祖父江町も考えてみえるのかどうか。

こういうことをぜひとも、先ほど申し上げたように、共通認識を持つために、ご発言をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

議長、よろしくお取り計らいお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、内藤委員のほうから祖父江町にご質問が出ておりますが、ご意見ありますれば。

内藤和秀 委員（稲沢市）

まず、首長さんで、町長のほうからご発言をお願いしたい。

私のほうからお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

では、町長からお願いします。

副議長（友松隆利 祖父江町長）

祖父江町長の友松と申します。

今、稲沢市の内藤議長のほうから、合併の目的、趣旨、そして、1市2町には先人が行ってきた広域事務組合がある。

そんな旨を述べられました。

これについては、本当に私も祖父江町の首長として、先人が行われてきた水道・衛生組合、消防、本当にこの1市2町が話し合った中で、皆さんが議会をおしてこのように進んできたこと、これは本当に私としても、先人の素晴らしい成果だなど、そして、本当に他にはないような形で、やられたことについては、敬意と感謝を申し上げます。

ただ、合併の問題については、やはり私の中の意図しておるところは、以前もこの場で質問があったのでお話をさせていただきましたが、任意協議会、そして法定協議会と、ややもすると住民の意見というのが、取り入れられるというのが、機会が少なかったと、こんなことも考えさせていただいております。

それで、もう既に皆様方もご承知かと思いますが、祖父江町においては12月議会で合併の可否を問う住民投票条例、これを議会全会一致で可決をさせていただいております。

従って、先ほど言ったような理由の中から、やはり町民の総意を問う、主人公はやはり住民であると、そんなことから、これは結果が出た意見については、尊重をしなければならない、かように思っております。

それで、住民投票を行うについても、投票条例の中で、私も町民の方々に、この合併に関する情報を提供しなければならない義務的な条文もございます。

従って、私としては、今まさしくこの法定協議会で協議されております事務事業のすりあわせ項目、そして、もうすぐまとまるであろう新市建設計画、こんな情報を、きちっと町民の方に伝えなければならない、情報を提供しなければならない、こんな責務もございますので、これはこれで、私は皆さんには大変ご迷惑をかけるかわかりませんが、今のような中で、投票条例に盛り込まれた合併に関する情報提供の説明会をやらせていただく、そんな気持ちを持っております。

従って、私としても今このような形で、法定協議会が既に今日で8回目でございます。

そして、1号委員、2号委員、3号委員さん、それぞれ今、こういう形で協議しております。

町の財政の問題、地方分権の問題、それから少子化の問題、そしてまた、つい最近では、三位一体の中で補助金のカット、それを一般財源化といって、所得譲与税の形で現在は発表されておりますが、なかなか財政的には厳しいというのも事実でございます。

従って、そんな内容も含めて、私は町民の方々に情報提供をして、最終の意見を問うと、そんな気持ちでおりますので、ひとつご理解のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
ありがとうございました。ほかに。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）  
はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

審議会については、合併を進める意味において、私ども平和町の議会は必要ないという結論を申し上げたわけですが、どうしても祖父江町が必要だということで、先回の会合のときに稲沢市にも一遍、議会の皆さんに了解してくれと、うちの議会の皆さんに了解をしていただくよう努力するというふうにお諮りした、皆さん記憶があるだろうと思います。

私どもの議会の中でも、いろいろなご意見が出ました。

祖父江町が置くなら平和町も置かなければいかんだろうとか、必要ないものをどうしてつくるんだらうということ、いろいろ言われたわけですが、やはりお互いの立場として、前に進むにはご理解を頂戴したいということで、これ泣き泣きのようなことで、議員の皆さんに協力していただきました。

従って、地域審議会につきましては、賛成ということで、ご理解をしていただきたいと思えます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

平和町の恒川委員からは、賛成のご意見をいただいております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）  
はい、どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

本当に先ほどは、稲沢市の議長、平和町の議長、審議会について皆様にお諮りをさせていただいて、了解をいただいたということに対しまして、お礼を申し上げます。

このことについては、祖父江町は今までずっと審議会は、置かせていただきたいということで一貫してまいりました。

そういう中で、やはり各市町が足並みを揃えなければ、この問題については理解がしがた

いということでありまして、最終的には各市町の議会の議決が必要ということでもありますので、やはりこうやって皆様方にご理解をいただけたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

そしてまた、先ほど稲沢市の議長のほうから、これだけ協力をし、合併について推進をしているから、祖父江町においては、それをご破算にするようなことがあってはいけないなあと、そういうお話を今されましたが、我々自身この合併協議会に入ってやっているということは、推進をするためにやっている、私たち考えております。

そういう中で、先ほど一つ広域事務組合のお話も出ましたが、このことについては、我々としては、そのことはさておき、とにかく合併をするんだということで、このお話し合いをさせていただいております。

ですから、その事務組合については当然、ある程度の支障は出るかもしれませんが、合併しなかった場合は、それはそうかもしれませんが、私たちとしては合併を進めるということで、ここまでやってきております。

ですから、町長の公約として住民投票を行うということで、今回の町長は当選させていただきました。

そういうことを含めまして、皆様方には大変ご迷惑をかけますが、それは当然、必要でありますので行わせていただきます。

ですが、我々出席している議員といたしましては、合併を進めるということでやっておりますので、それはご理解を願いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

ほかに、ご意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、祖父江町域に地域審議会を置くというご意見でございますので、協議第2号「地域審議会の取扱い」につきまして、原案を取り下げさせていただいて、再提案をさせていただくことといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議もないようでございますので、協議第2号「地域審議会の取扱いについて」は、取り下げさせていただき、再提案をさせていただきます。

事務局、資料を配付してください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

休憩をお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

では、暫時休憩をお願いいたします。

5分くらいでいいですか、では5分間休憩。

（休憩・資料配付）

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、休憩前に続き、会議を始めさせていただきます。

協議第2号「地域審議会の取扱いについて」説明を申し上げます。

ただいまお配りいたしました資料をご覧いただき、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

配付をさせていただきました資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

最初に朗読をさせていただきます。

協議第2号 地域審議会の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、中島郡祖父江町の区域に、次のとおり地域審議会を設置する。

- 1 地域審議会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。
- 2 地域審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。
  - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
  - (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
  - (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- 3 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べるができる。
- 4 地域審議会は、委員10名以内で組織する。
- 5 その他地域審議会の設置に関し必要な事項については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

若干の補足説明をさせていただきます。

まず、この地域審議会の設置につきましては、この協議会につきまして基本的なことをお決めいただくということで、まず1番でございます地域審議会の設置期間につきましては、10年という内容でございます。

続きまして、地域審議会の中で市長に諮問に応じて審議し、答申する内容ということで掲

げさせていただきます。

4番では、地域審議会の委員は10名以内で組織するという内容でございます。

5番でございますように、委員の任期その他、地域審議会の組織運営につきましては、地域審議会の設置者に関する協議ということで、それぞれ1市2町の長が別途協議して定めるということになってございます。

繰り返してございますが、基本的な項目をこの協議会でお決めいただいて、次に細かい内容をそれぞれ1市2町の長でお決めをいただくという内容でございます。

以上、説明を終わります。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま協議第2号「地域審議会の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

この協議第2号につきまして、ご意見を頂戴したいと思います。

ご意見のある方、ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

1番の設置期間ですね、これは10年を予定をしておりますが、5年だったり10年だったり、いろいろ各地域によってあるわけですが、祖父江町は10年をお望みでしょうか、それだけちょっと確認をさせてください。

議長、よろしくお願いします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

先ほどの質問であります、我々祖父江町といたしましては、10年をお願いしたいということですので、よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか、ほかにご意見はございませんか。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

3号委員の鈴木でございます。

10年ということは、最初に10年間ずっと同じ方でやられるということですか。

そのメンバーが途中で変わるとか、そういうことは、後の長の方たちでお決めになられる予定なんでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたかったのですが。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局、この辺の取扱いについて。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

細かい中身につきましては、これから協議をいただくわけでございますが、他の例を見ますと、委員の任期は2年という形になってございますので、それらを含めて当然、変更等あるかと思えます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

ほかに、ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

山内孝三 委員（祖父江町）

新市の建設計画が10年でございますので、その10年を設置したほうがいいと、そのことをお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

新市の計画が10年ということになっておる。

この間を、審議会で祖父江町のほうは、審議を願っていきたいという。

いろいろと、鈴木委員も聞かれた部分がありますが、これは役職か何かでお定めになるか、これから定める方向については、事務局よく調整しながら、ご意見を集約していただきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

ほかにご意見もないようでございますので、「地域審議会の取扱い」につきまして、原案のとおり承認することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第2号「地域審議会の取扱い」につきまして、原案のとおりとすることと承認いたしました。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

大河内 明 委員(稲沢市)

今、協議第2号が可決をされましたので、協議第3号に入る前に1点ちょっと確認をしていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをします。

この地域審議会にも間接的には関係がでてくると思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それは、議員の在任特例は認めるということで、これは決まっておりますけれども、定数特例のほうはまだ決定されていないというふうに、私は思っております。

この地域審議会にも関連してまいりますので、ぜひ「議員の取扱い」のところ、定数特例をどうするんだというところの確認、私は定数特例は使わない、適用しないというふうに理解をしておるわけですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいまの発言につきまして、祖父江町、平和町の2号委員の方、何かご意見がございましたら頂戴いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

大河内委員の言われましたように、確かに密接にかかわる問題でございますけど、最初の一般選挙の定数特例については、祖父江町としても在任特例を使って平成19年9月まで残



るという特例についてはお認めいただいた。

その後で、さらに一般選挙における定数を、法定数の34を上回るような定数については取り入れるべきではないと、こういう判断をいたしております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

平和町の意見ありましたら。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

会長、今は地域審議会のことだから、これを決めたら次々、行こまいか。

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうも、途中で発言がありまして。

恒川宣彦 委員（平和町）

特例の問題が提言されたら、そこで審議すればいいのではないですか。

もう今まで、いろいろなことで語り合ってきておるんですから。

議長（服部幸道 稲沢市長）

では、特にご意見ないということで、よろしいですか。

恒川宣彦 委員（平和町）

うちのほうの議員さんも賢明ですから、いろいろな問題が出ました。

しかし、第7回でしたか、稲沢市のほうから法定数34でやると、祖父江町もそのようなことを言われたですが、そのときに決めてなかったから、そういう話が出ると思いますが、私どもの議会でもそういう話もあったんですけど、一応法定数で堅持せよということで、うちのほうも了解しておりますので、前へ進んでください。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

ほかによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議もないようでございますので、新市における第1回目の選挙では、定数特例を使わないこととさせていただきます。

続きまして、協議第3号「町名・字名の取扱いについて」、議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第3号、朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

協議第3号 町名・字名の取扱いについて

- 1 稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとする。
- 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町における字の名称については、「大字」「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。

なお、区域については、現行の字の区域のとおりとする。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま事務局のほうから、協議第3号「町名・字名の取扱いについて」、説明がございました。

これにつきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

恒川宣彦 委員(平和町)

新市の名称で稲沢市という決定がされましたが、私ども「稲沢市平和町字名」ということで、了解をしていただきたいと思います。

それで、いわゆる下のほうについては、事務局のほうで打合せをしていただいて、やっていただければ結構ですが、一応、「稲沢市平和町」という名称にしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

祖父江町の方、ご意見ありましたら。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町議会の天野ですけど、祖父江町といたしましても、祖父江町という区域が長年の伝統を持っておりますので、それを現在の提案ですと、現在の「大字祖父江」だけが祖父江と残ることについては、他の地域で大変異論がございますので、ぜひ平和町と同様に、「祖父江町」としていただきたい。

こういうことですので、お願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、平和町、祖父江町からご意見がございました。

提案されております協議第3号「町名・字名の取扱い」につきましては、事務局はこれを取り下げさせていただいて、改めて調整させていただく。

ご意見いただきましたように、これも取り下げをさせていただいて、再提案をさせていただくことと、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第3号「町名・字名の取扱い」につきましては、取り下げとさせていただき、再提案をさせていただきます。

暫時休憩して、資料配布をさせていただきます。

（休憩・資料配付）

議長（服部幸道 稲沢市長）

それぞれ資料は、届きましたか。

では、休憩前に引き続き会議を開きます。

協議第3号「町名・字名の取扱い」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

ご説明を申し上げます。

先ほど休憩中におきまして、事務局でも調整をさせていただきました内容でございます。  
まず朗読をさせていただきます。

#### 協議第3号 町名・字名の取扱いについて

- 1 稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとする。
- 2 中島郡祖父江町における字の名称については、従前の大字名の前に「祖父江町」を冠するとともに、「大字」「字」を削除する。

なお、字の区域については、現行のとおりとする。

- 3 中島郡平和町における字の名称については、従前の大字名の前に「平和町」を冠するとともに、「大字」「字」を削除する。ただし、大字前浪、大字新開及び大字六輪については、従前の大字名を削除する。

なお、字の区域については、現行のとおりとする。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

2枚目に先ほどの形の例示をさせていただきます。

稲沢市の場合におきましては、現行のとおりということでございますので、変更はございません。

祖父江町の場合でございますが、調整案の内容を例といたしまして、「中島郡祖父江町大字上牧字下川田」という名称が、先ほどご決定いただきましたように「稲沢市祖父江町上牧下川田」というふうになるという内容のものでございます。

平和町の場合につきましては2種類ございまして、まず1番目の形でございますが、「中島郡平和町大字横池字中之町」という名称につきましては、「稲沢市平和町横池中之町」という形になるものでございます。

先ほどのただし書きの中で、前浪、新開、六輪については、従前の大字名を削除するという内容でございます。

例の2の内容でございます。

「中島郡平和町大字前浪字上前浪」が、「稲沢市平和町上前浪」となるという内容のものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま協議第3号「町名・字名の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

この協議第3号につきまして、ご意見はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ほかにご意見もないようでございます。

協議第3号「町名・字名の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたし

たいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第3号「町名・字名の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第4号「消防団の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

9ページをお願いいたします。

朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

協議第4号 消防団の取扱いについて

- 1 消防団については、現行の稲沢市消防団、祖父江町消防団及び平和町消防団を新市に引き継ぎ、3団を統括する連合消防団長を設けることとする。ただし、平成20年度に、消防団を1団に統合することとする。
- 2 報酬及び費用弁償等については、稲沢市の例により調整する。
- 3 分団等の組織については、現行制度を基本に、稲沢市の例により調整を行い、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま協議第4号の「消防団の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見がございましたら、頂戴いたしたいと思います。

ご意見はございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

ほかにご意見もないようでございますので、協議第4号「消防団の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議は、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第4号「消防団の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第5号「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

15ページをお願いいたします。

協議第5号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

1 都市交流

現行のとおりとする。

2 国際親善

稲沢市の事業を継続する。

3 国際交流機関

原則として、現行のとおりとするが、合併後、そのあり方について調整に努める。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま協議第5号「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見はございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ご意見もないようでございますので、協議第5号「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第5号「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第6号「電算システム事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

21ページをお願いいたします。

協議第6号 電算システム事業の取扱いについて

1 電算システムについては、稲沢市の処理方法（システム）に統一することを原則とし、業務毎の実態に応じて、次のいずれかにより措置する。

なお、システムの切り替え、データ変換等の方法や時期について必要な事項は別途調整する。

(1) 「完全統合システム」で運用する。

稲沢市のシステムに必要な改修と必要なデータを統合（データ変換・データ入力）し、合併時から運用するもの。

(2) 「一部統合システム」で運用する。

稲沢市のシステムに必要な改修と必要な部分のデータを調製のうえシステム化し運用するが、関係データの統合（データ変換・データ入力）は合併後とするもの。（データの統合が発生しないシステムを含む。）

(3) 「現行システム」を継続して運用する。

現行システムをそのまま継続し、システム改修やデータ統合等を行わない取扱いとするもの。

(4) 「新規システム」で運用する。

合併に伴い新たなシステムを構築し、必要なデータを統合・調整したうえで運用するもの。

(5) 対応せず。

システム上の対応は行わないもの。

2 システムの運用に際して必要なセキュリティーについては、稲沢市の制度を基に調整し、機器・ネットワーク環境及びシステム・データ環境における対策を図るものとする。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第6号「電算システム事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。  
この協議第6号につきまして、ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

この「電算システム事業の取扱い」については了解するものでありますけど、ただこれから行われる運用に関しまして、セキュリティーについては十分な配慮をお願いして、整備されるように要望させていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいまの……、何かご意見ありますか、事務局。

事務局（大野紀明 事務局長）

ただいまのご意見でございますが、当然セキュリティーには万全な配慮をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかにご意見はございませんか。

（「はい」という声あり）

ほかにご意見もないようでございますので、協議第6号「電算システム事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第6号「電算システム事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、協議第7号「広報広聴関係事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。



事務局（渡辺義憲 事務局次長）  
33ページをお願いいたします。

協議第7号 広報広聴関係事業の取扱いについて

- 1 広報紙の編集発行  
編集、発行回数は合併時に稲沢市の制度に統一をする。
- 2 広報広聴刊行物の編集発行  
合併後、新市において調整する。
- 3 その他の広報事業  
原則として稲沢市の事業を継続する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。  
以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第7号「広報広聴関係事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。  
協議第7号につきまして、ご意見はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご意見もないようでございますので、協議第7号「広報広聴関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第7号「広報広聴関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

続きまして、協議第8号「納税関係事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）  
39ページをお願いいたします。

協議第8号 納税関係事業の取扱いについて

- 1 各種手続き等の窓口については、原則として、現行のとおりとする。

- 2 口座振替制度については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、適用時期については、稲沢市の制度に統一をする。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員定数は6人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるように考慮し、決定する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。  
以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第8号「納税関係事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。  
協議第8号につきまして、ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

（発言する者なし）

ご意見もないようでございますので、協議第8号「納税関係事業の取扱い」につきまして  
は、原案のとおり承認することといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第8号「納税関係事業の取扱い」につきまして  
は、原案のとおり承認いたしました。

次に、協議第9号「消防防災関係事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

47ページをお願いいたします。

協議第9号 消防防災関係事業の取扱いについて

- 1 消防本部及び消防署については、現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した名称とする。
- 2 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。
- 3 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、

合併時に廃止する方向で調整する。

- 4 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。
- 5 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。
- 6 消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。
- 7 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。

ただし、祖父江町自主防災会連絡協議会は、合併時に廃止する方向で調整する。

- 8 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。  
以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第9号「消防防災関係事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。  
協議第9号につきまして、ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

ご意見もないようでございますので、協議第9号「消防防災関係事業の取扱い」につきまして、原案のとおり承認することといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第9号「消防防災関係事業の取扱い」につきましては、原案どおり承認することといたしました。

続きまして、協議第10号「交通関係事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

55ページをお願いいたします。

協議第10号 交通関係事業の取扱いについて

- 1 稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業（ふれ愛タクシ

一)については、合併翌年度(平成17年度)から廃止する。中島郡祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後3年間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を100円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。

2 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受付を停止する。

3 防災灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第10号「交通関係事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第10号につきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

野村英治 委員(祖父江町)

この「交通関係事業の取扱い」についてであります。祖父江町におきましては今現在、巡回バス事業を行っております。

そういう中で、今回の提案といたしましては、昼間の各公共施設を回る巡回コースについては廃止と、そして、朝の通勤に使っておりますコースについては、100円をとって運行するというようなお話であります。当然、皆様方はご存じのように、昼間の時間におきましては大変利用者が少ないということで、今回このような提案になったのではないかなと思っております。

今度新しく新市計画がつくられまして、その中で祖父江町におきましても、木曾川荘の利用、そしてまた木曾三川の利用等も図られてきます。

そういう中で、皆様方に利用していただく足を確保するという面におきましても、そしてまた、稲沢市のほうに出掛けるというときに対しても、やはりこういう足の利用が必要ではないかなという気持ちもあります。

そういう中で、やはり新市計画がつくられた中で、新しくそういう路線も計画をしていたのではないかなというような要望でありますので、それをぜひ計画に入れていただきたいという気持ちがあります。

そして、また防犯灯につきましてですが、祖父江町においては今まで町が設置をし、そして、電気料についても町が行ってまいりました。

そういう中で、今まではなるべく暗い所が少ないようにということで、つけてまいりました。

しかしながら、今回この提案されていますように、各行政区で電気代については持っていていただくというお話であります。

やはりわれわれ祖父江町地域におきましては、なかなかそうなりますと、つけていただけない部分が多くなるのではないかなと思っておりますので、そのことについても新市の計画の中で、なるべく設置できるように政策をしていただきたいなということでありますので、これも要望としておきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、野村委員のほうから巡回バス、また防犯灯の問題について要望もございました。計画を進める中で、心して皆様方と協議を進めてまいりたいと考えております。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

ご意見もないようでございますので、協議第10号「交通関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第10号「交通関係事業の取扱い」につきましては、原案どおり承認いたしました。

続きまして、協議第11号「窓口業務の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

63ページをお願いいたします。

協議第11号 窓口業務の取扱いについて

- 1 祖父江町役場及び平和町役場で行っている住民登録、戸籍届や印鑑登録等にかかる窓口業務については、引き続き、支所において取り扱うこととする。
- 2 窓口業務にかかる手数料については、適正かつ応分の負担となるよう見直しを行うものとする。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。  
以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第11号「窓口業務の取扱い」につきまして、説明が終わりました。  
この協議第11号につきまして、ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

よろしいですか。

ご意見もないようでございますので、協議第11号「窓口業務の取扱い」につきましては、  
原案のとおり承認することといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第11号「窓口業務の取扱い」につきまして、  
原案どおり承認することといたしました。

続きまして、協議第12号「保健衛生事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

69ページをお願いいたします。

協議第12号 保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 健康手帳の交付については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。
- 2 成人の基本健康診査事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 歯周病検診事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 骨密度検査、がん検診の負担金については、1市2町の実態を勘案し、見直すものとする。
- 5 産後ケア事業については、平成17年度から中島郡祖父江町の制度を実施する。
- 6 予防接種事業については、ポリオ、BCGを除いた乳幼児の三種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん及び風しんは、個別接種とする。
- 7 訪問指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び療育支援事業等については、稲沢市の

制度を基に合併時に再編する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。  
以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第12号「保健衛生事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。  
協議第12号につきまして、ご意見がございましたら頂戴いたしたいと思います。  
ご意見ございませんか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

ご意見もないようでございますので、協議第12号「保健衛生事業の取扱い」につきましては、  
原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第12号「保健衛生事業の取扱い」につきましては、  
原案を承認いたしたいと思います。

続きまして、協議第13号「障害者福祉事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

81ページをお願いいたします。

協議第13号 障害者福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある障害者福祉事業については、次の  
とおり取り扱うものとする。

- 1 心身障害者扶助料については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 住宅リフォーム補助金（障害者住宅改修事業）については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 福祉タクシー料金助成事業（重度心身障害者タクシー料金助成事業）については、稲  
沢市の制度に統一する。
- 4 寝具洗濯乾燥クリーニング事業については、中島郡祖父江町の制度に統一する。
- 5 重度心身障害者ガソリン助成事業については、合併時に廃止する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第13号「障害者福祉事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。協議第13号につきまして、ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

山内孝三 委員（祖父江町）

協議第13号から協議第18号までは、住民福祉に関する協議事項と存じますが、ご提案が今、協議第13号でございますので、それ以後の内容の発言はいけません、協議第18号までの案件を考えた発言をさせていただきます。

現在、祖父江町は稲沢市、平和町に比べ、福祉サービスが大変充実をしております。

これから協議されます内容の大多数が、合併後は稲沢市の制度に統一するということになっておりますが、合併することによって福祉サービスが低下するとの印象を町民は大変強く持っております。

私は、祖父江町が現在行っている福祉サービス全部とは申しませんが、特に少子化に対応し、若い人たちがこの地に住み、安心して子育てができる特色のある子育て支援のための福祉制度は、できる限り残していただきたいと、そんなことを前もってお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかにご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

片山柚美子 委員（祖父江町）

女性の立場からしても、子どもを2人持つか3人持つかということは、大きな問題でございます。

3人目、4人目が産みやすくなるような、新しい稲沢市になるように要望いたしたいと思



います。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、お二人の3号委員からのご発言がございますが、私どものほうも、やはり国、県の制度を十分活用しながら福祉の後退のないように考えておりますものの、財源的には縛りもあることでございます。

今回の制度改革の中でも、それぞれ児童手当等も再見直しがされつつございます。

そうしたこと、またよく連携をとりながら進めさせていただきたいと考えております。

それでは、この協議第13号の問題につきまして、ほかにご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員（稲沢市）

この協議第13号につきましてでございますが、結構気を使っているいろいろと調整をしていただいた努力の後が、十分見受けられます。

例えば、寝具洗濯乾燥クリーニング事業などについては、祖父江の制度に統一するとか、それぞれいろいろと多少のこぼこはあったにしても、そのようになっておると理解しておりますので、協議第13号につきましては、私はこれで結構だと思っております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかにご意見ありませんか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

ほかにご意見もないようでございますので、協議第13号「障害者福祉事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第13号「障害者福祉事業の取扱い」につつま

しては、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、協議第14号「高齢者福祉事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

85ページをお願いいたします。

協議第14号 高齢者福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある高齢者福祉事業については次のとおり取り扱うものとする。

- 1 敬老祝い金については、稲沢市の方式に統一する。
- 2 敬老式並びに金婚式に関しては、稲沢市の方式に統一し、首長の慰問については中島郡祖父江町の方式とする。
- 3 ホームヘルプサービス事業については、現行のとおりとし、手数料に関しては、稲沢市の制度に統一する。
- 4 デイサービス事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 5 給食サービス事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 6 単身高齢者世帯見回事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 緊急通報システム事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 8 老人クラブへの助成補助については、稲沢市の制度に統一する。

なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第14号「高齢者福祉事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第14号につきまして、ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

ご意見もないようでございますので、協議第14号「高齢者福祉事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第14号「高齢者福祉事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしました。

次に、協議第15号「児童福祉事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

91ページをお願いいたします。

協議第15号 児童福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 出産祝い金については、合併時に廃止する。
- 2 子ども会については、連絡協議会への補助は中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会への補助は稲沢市の方式とする。

なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。

- 3 母親クラブについては、稲沢市の補助制度とする。
  - 4 遺児手当は、支給年齢については中島郡祖父江町の制度とし、金額については稲沢市の制度に統一する。
  - 5 母子家庭賃借住宅助成については、合併時に廃止する。
  - 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、現行のとおり継続する。
- ただし、利用料については、平成17年度4月から有料化とする。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第15号「児童福祉事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第15号につきまして、ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

片山柚美子 委員（祖父江町）

3号議員の片山でございます。

先ほどの意見に付け加えまして、昨日のテレビでも今日の新聞でも報じられているように、名古屋市が「子育て支援手当」というのを決めたというのが載っております。

こういうことについても、新しい稲沢市でもそういうことを検討していただきたいということをお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

名古屋市、今日の新聞で報道されておりますように、新たな制度が取り入れられておるといことで、この会でも検討がいただきたいというご要望でございます。

ほかに……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

山内孝三 委員（祖父江町）

少子化の時代を迎えまして、本当に子どもというのは、この地域にとっても宝であると思っております。

調整方針は、合併時に廃止となっておりますが、ぜひこれは財政が許せば、本当は1人目からでも祝い金を出してあげたいとそんなことも思っておりますが、祖父江町の今の3人目の5万円ということは、ぜひこれは廃止ということには考えずに、稲沢市、平和町のほうでもぜひ取り上げていただきたいと思っております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、ご要望がございますが、これらにつきまして特に調整されたことがありますか、事務局サイドでは。

調整された中身をちょっとご披露いただければ、幸いです。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

厚生部会構成員（福田勝行 稲沢市児童課長）

お答えをさせていただきます。

この調整につきましては、県下の状況を調査いたしましたところ、こういった手当を支給している市町村につきましては6団体だけでございまして、市だけでいきますと3市だけでございますので、県下の状況も踏まえまして、このような調整をしたのが1点でございます。

あと、祖父江町並に稲沢市、平和町で現行の人数で試算しますと、稲沢市で650万円、平和町で80万円が必要となるということでございまして、この部会の調整財源等も勘案いたしました結果、このような調整内容となったものでございます。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、調整の中身のお話をさせていただきましたが、基本的には県下の中庸にいけるように配慮が願いたいということで、調整を進めさせていただいた経緯もでございます。

また、よく検討させていただいて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご意見もないようでございますので、協議第15号「児童福祉事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第15号「児童福祉事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、協議第16号「保育事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

97ページをお願いいたします。

協議第16号 保育事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異のある保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。

1 公立で運営する保育園については、現行のとおりとする。

延長保育時間については、登園が一番早く、降園が一番遅い時間に統一する。

広域入所については、公私立全園を対象に実施する方向で調整し、委託先及び受託先は現行のとおりとする。

乳児保育については、当面現行のとおりとし、新市において実施する園を検討する。

2 公立保育園の行事及び検診方法については、稲沢市の制度に統一する。

3 特別保育事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

なお、障害児保育については指定園方式とし、一時保育の利用料については稲沢市の制度に統一する。

4 公立保育園の給食は、当面現行のとおりとし、調理方式及び賄材料の購入方法については、新市において調整する。

また、給食費の無料化については、平成16年度をもって廃止する。

5 保育園の入園、退園等の基準、事務手続きは、稲沢市の制度に統一する。

なお、保育料は、合併時に弾力徴収率61%（現行の稲沢市の水準並み）に統一する。

ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。

6 子育て支援事業については、稲沢市の制度に統一する。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第16号「保育事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第16号につきまして、ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

ご意見もないようでございますので、協議第16号「保育事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第16号「保育事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認いたしました。

続きまして、協議第17号「生活保護事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

105ページをお願いいたします。

協議第17号 生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業については、新市の福祉事務所において実施するものとする。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第17号「生活保護事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

この協議第17号につきまして、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見もないようでございますので、協議第17号「生活保護事業の取扱い」につきまして  
は、原案のとおり承認することといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第17号「生活保護事業の取扱い」につきまして  
では、原案のとおり承認いたしました。

続きまして、協議第18号「その他の福祉事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

109ページをお願いいたします。

協議第18号 その他の福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取  
り扱うものとする。

- 1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する  
年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担は  
ないものとする。

なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。

- 3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。
- 6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。

平成16年1月31日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。  
以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第18号「その他の福祉事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第18号につきまして、ご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

財政事情とか、いろいろな調整の中の結果であろうと思うわけですけど、2の乳幼児医療助成について、私どもとしては、6歳の誕生日まで外来も含めて取り入れたという経過の中です。ありますので、この調整結果を出発点というふうな捉え方で了承するわけですけど、なお書きとして記載いただきましたので、そういう方向で早期に実現できるような形で、新市の中でご検討をお願いしたいと、かように考えています。

了承するという考え方であります。

議長（服部幸道 稲沢市長）

天野委員からの要望でございますので、そのようによく検討していただきたいと思います。ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

それでは、ご意見もないようでございますので、協議第18号「その他の福祉事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第18号「その他の福祉事業の取扱い」につきまして、原案のとおり承認いたしました。

ここで、ちょっと時間も経過しておりますので一度休憩をしていただきまして、またさらにご協議をお願いしたいと思います。

10分休憩をお願いいたします。

(10分間休憩)

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、休憩前に引き続き協議をお願い申し上げます。

提案事項に移らせていただきます。

本日の提案事項につきましては、提案第1号から提案第15号まででございます。

一括で提案させていただいて、次回の協議会で協議を賜りたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

それでは、提案項目でございます。

提案第1号から提案第15号まで一括して、提案をさせていただきます。

115ページをお願い申し上げます。

提案第1号「健康づくり事業の取扱い」について、朗読をさせていただきます。

健康づくり事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 食生活改善推進事業については、合併時に再編し、新市全域で推進員の養成を図る。
- 2 健康まつりについては、新市において調整し実施する。
- 3 歯の健康センターについては、新市において調整し実施する。
- 4 健康日本21市町村計画については、合併前の各計画を新市に引き継ぎ、内容の調整を図る。
- 5 その他の健康づくりに関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。  
ただし、これにより難しい場合は1市2町の実態に合わせ、新市において調整するものとする。

はねていただきまして、117ページ、提案理由でございます。

食生活改善推進事業については、推進員の方が各地区で健康づくりの普及活動の推進を図

るためのものがございます。

健康まつりについては、日時、場所及び回数は、新市において検討をするということがございます。

歯の健康センターについては、中島歯科医師会と調整を図って進めるとするものがございます。

健康日本21市町村計画については、実績を踏まえ、適切な見直しをしていくとするものがございます。

その他の健康づくりに関する事務事業については、1市2町の実態を考えて適切に実施をしまっているものがございます。

はねていただきまして、118ページには法令を、119ページには現況及び調整方針を掲載してございます。

続いて、121ページ、提案第2号「ごみ処理事業の取扱い」について。

ごみ処理事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 一般廃棄物処理計画については、新市において新たな計画を策定する。  
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 2 ごみ分別・収集方法については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 ごみ処理に関する補助制度については、稲沢市の制度に統一する。  
なお、資源再生推進奨励金の集団回収奨励金は8円、分別収集奨励金は5円とする。  
また、稲沢市のごみ集積場所設置に対する補助制度は、廃止する。
- 4 し尿の収集については、許可方式とし、稲沢市のし尿汲み取りに対する補助制度は、廃止する。

はねていただきまして、123ページ、提案理由でございます。

一般廃棄物の処理は、市町村固有の責務であるということございまして、新市の一般廃棄物処理計画を策定して、収集、運搬及び処分を行うものとするものがございます。

補助制度につきましては、負担の公平性、受益者負担の原則に基づき、行政格差を生じないよう制度を統一し、サービスの提供に対しては、適正かつ応分の負担となるよう調整をしたものがございます。

はねていただきまして、124ページには法令の抜粋と、125ページ以降、現況と個々の調整方針を掲げておるものがございます。

続きまして、133ページ、提案第3号「環境対策事業の取扱い」について。

環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。  
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。
- 3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。  
ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。

はねていただきまして、135ページ、提案理由でございます。

環境基本計画については、新市において新たに策定をして、地域の環境改善に向けた体系的な取り組みを進めることとしたものでございます。

補助制度につきましては、負担の公平性、受益者負担の原則に基づいて、行政格差を生じないように制度を統一いたすものでございます。

その他の環境に関する事務事業については、関係法令に基づいて、適正に実施、処理していくという理由からでございます。

はねていただきまして、関係法令と138ページ以降については、現況と個々の調整方針を掲げてございます。

143ページ、提案第4号「農林水産業関係事業の取扱い」について。

- 1 土地改良事業については、新市においても継続する。
- 2 土地改良区の取扱いについては、現行のとおりとする。
- 3 農業振興対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 農政対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 5 生産調整推進対策事業については、地域の実情を踏まえ、新市において調整を図るとするものでございます。

145ページ、提案理由のところでございます。

- 1 土地改良施設の適切な維持管理を図るため、継続して事業の促進を図るとする。
- 2 土地改良区の取扱いですが、土地改良事業を的確に遂行するため、土地改良区への支援を図る。
- 3 農業振興対策事業について、各種団体の育成を引き続き進めていくとする。
- 4 農政対策事業については、都市近郊型農業の発展及び担い手の育成を図っていく。
- 5 生産調整推進対策事業について、地域性を活かした1市2町の水田ビジョン構築の中で調整を図っていく。

146ページ以降、関係法令、148ページ以降、現況と個々の調整方針を掲載いたして

ございます。

続きまして、155ページ、提案第5号「商工・観光関係事業の取扱い」について。

- 1 商工会議所補助金、商工業振興事業補助金、産業振興補助金は、現行のとおりとする。  
中小企業相談所補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する。  
中小企業振興奨励金は、稲沢市の現行3年間の給付を1年間に短縮し、合併時に稲沢市の制度に統一する。  
商業団体等事業費補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、電灯料補助については、新市において調整する。
- 2 各金融制度については、稲沢市の制度に統一する。  
ただし、中小企業振興融資助成及び利子補給補助については、新市において調整する。
- 3 各種観光イベントについては、新市において検討する。

はねていただきまして、157ページ、提案理由のところでございます。

商工及び観光に関する各種事務事業については、従来からの経緯、実績等に配慮をし、行政格差を生じないように制度を統一するものでございます。

はねていただきまして、158ページに関係法令を、160ページから現況と個々の調整方針を掲載させていただいております。

続いて、165ページ、提案第6号「勤労者・消費者関連事業の取扱い」について。

- 1 勤労者対策については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 消費者行政については、稲沢市の事業を継続する。

はねていただきまして、167ページ、提案理由でございます。

- 1 勤労者対策について、勤労者の雇用安定の取り組みを図るとともに、安心して健康で文化的な生活を営むことができる環境整備を図るとするものでございます。
- 2 消費者行政について、市民の暮らしに役立つ情報や知識を提供し、一人ひとりが、賢い消費者となるよう支援を図るといたしたものでございます。

168ページに関係法令を、169ページに現況と個々の調整方針を掲載いたしてございます。

続きまして、173ページ、提案第7号「建設関係事業の取扱い」について。

- 1 都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、

新市において調整する。

- 2 都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。
- 3 各種建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。
- 4 民間木造住宅耐震診断改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 5 公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。
- 6 建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 7 現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。
- 8 占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 稲沢市の実施している材料支給制度及び中島郡平和町の実施している道水路補助制度については、合併時に廃止をする。

はねていただきまして、175ページ、提案理由でございます。

建設関係事業については、新市の速やかな一体性の確保を念頭に、従来からの経緯、実情を考慮し、行政格差を生じさせないよう留意する必要があるというものでございます。

その下の段落でございますが、使用料については、負担の公平性の原則に基づき、制度の統一を図る必要があるとするものでございます。

公営住宅の家賃については、設置根拠法の異なる施設間に配慮をする必要があるということとで、このような調整案でございます。

三つ目でございますけれども、建設関係事業の補助金等については、その目的及び効果に即した適正な水準に統一を図るとするものでございまして、材料支給制度それから道水路補助制度については、実績を勘案し制度の見直しを行う必要があるとするものでございます。

176ページ以降、現況と個々の調整方針を掲載いたしてございます。

続いて、191ページ、提案第8号「上下水道事業の取扱い」について。

## 1 水道事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 2 下水道事業

- (1) 公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。
- (2) 公共下水道事業の受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。
- (3) 下水道使用料については、合併時に新単価を設定する。
- (4) 農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおり

- とし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。
- (5) 農業集落排水事業の排水施設使用料については、現行のとおりとする。
  - (6) コミュニティプラント事業の受益者分担金及び使用料については、現行のとおりとする。
  - (7) コミュニティプラント事業の施設維持管理については、合併後に新市において調整する。
  - (8) 水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。
  - (9) その他の事務事業については、稲沢市の制度に統一する、とするものでございます。

はねていただきまして、194ページ、提案理由でございます。

水道事業について、稲沢中島広域事務組合は、合併に伴って構成団体が1となることにより、当然に解散することとなるためでございます。

下水道事業につきましては、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努める必要があるためとするものでございます。

195ページからは、現況と調整方針が掲載してございまして、203ページに新市における下水道使用料の案を掲載いたしてございます。

続いて、207ページ、提案第9号「学校の通学区域の取扱い」について。

学校の通学区域については、現行のとおりとする。

はねていただいて、209ページ、提案理由のところでございますが、児童、生徒の通学に対し、影響を及ぼさないよう配慮するとともに、地域コミュニティの基盤となる校区を維持するためでございます。

はねていただきまして、210ページから通学区域の現況が掲げてございます。

続いて、217ページ、提案第10号「学校教育事業の取扱い」について。

- 1 適正就学指導委員会の委員定数及び構成については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 中学生対象の集団宿泊活動は稲沢市の制度に統一し、小学生対象の野外教育活動については各学校に委ねる。
- 3 英語指導助手については、平成17年度から事業を統一する。
- 4 教育振興補助事業については、1市2町の実態を勘案し見直すものとする。
- 5 私立幼稚園運営費補助については、新市において事業を再編の上実施する。  
また中島郡祖父江町が実施している幼稚園給食費補助については、平成17年度から

廃止する。

- 6 私立高等学校授業料補助については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 学校給食の実施方法については、当面現行のとおりとする。ただし共同調理場の中島郡祖父江町及び中島郡平和町の給食費及び献立については合併時に統一する。  
また、中島郡祖父江町が実施している学校給食費補助金については、平成17年度から廃止する。
- 8 情報教育用設備については、新市において稲沢市と同等の整備水準となるよう調整する。
- 9 中学生海外派遣事業については、新市において事業を再編の上実施する。

はねていただきまして、220ページ、提案理由でございます。

- 1 適正就学指導委員会については、適正な組織運営を図っていくとする。
- 2 野外教育活動については、継続とする。なお、集団宿泊活動においては稲沢市が所有しているセミナーハウスの有効利用を図るものとする。
- 3 英語指導助手については、生徒、児童の国際理解を磨くためである。
- 4 教育振興補助事業については、事業の効果を勘案し、補助事業を見直す必要がある。
- 5 私立幼稚園運営費補助については、適正な助成制度を行っていく。  
給食費補助については、適正な負担を求めていく必要があるためとしたものでございます。
- 6 私立高等学校授業料補助については、世帯の所得に応じた適切な補助を行うこと。
- 7 学校給食の実施方法については、単独校調理場と共同調理場による相違がございますので、施設の建設を含めた検討が今後必要となるためでございます。  
また、学校給食費補助については、適正な負担を求めていくとするものでございます。
- 8 情報教育設備につきましては、国の指針に沿った整備あるいは運用ができるようにする。
- 9 中学生の海外派遣事業については、国際的視野をもつ人材育成を行うためとするものでございます。

221ページから、関係法令が掲載をしております。224ページ以降、現況と個々の調整方針を掲載いたしております。

続きまして、229ページ、提案第11号「文化振興事業の取扱い」について。

文化振興事業については、原則として稲沢市の例により調整する。

231ページの提案理由でございます。

文化振興事業については、文化事業の実施を調整し、さらに充実したものとするためでございます。

232ページ、233ページ、現況と調整方針が掲げてございます。

続いて、235ページ、提案第12号「コミュニティ施策の取扱い」について。

- 1 稲沢市のまちづくり組織支援制度及び中島郡祖父江町の地区に対する支援制度を継続する。ただし、合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。
- 2 地区集会場（公民館）補助制度については、稲沢市の制度に統一する、とするものでございます。

はねていただきまして、237ページ、提案理由でございます。

- 1 コミュニティ組織への支援を継続しつつ、新市の一体性の確立に向けて、新市を通じたコミュニティ支援のあり方を検討していく必要があるためです。
- 2 地区集会場の補助制度につきましては、地域の需要に応じた整備、運用を確保することができる制度に統一をしていくとするものでございます。

はねていただきまして、238ページ以降、現況と個々の調整方針が掲げてございます。

241ページ、提案第13号「社会教育事業の取扱い」について。

社会教育事業の取扱いについては、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努める。

- 1 成人式は、稲沢市の方法で調整し実施する。
- 2 生涯学習、スポーツ関係団体は、合併後に稲沢市の団体へ統合する。
- 3 生涯学習施設、スポーツ関係施設の管理・運営は、合併時に稲沢市の例により調整する。また、減免制度は、稲沢市の制度に統一する。
- 4 図書館は、新市において管理及び運営の方法を調整し統一する。また、システムについては、住民の利便性を高めるため、新図書館の建設にあわせて調整する。
- 5 スポーツ大会は、原則として稲沢市の運営方法により調整し開催する。
- 6 中島郡祖父江町及び中島郡平和町で実施している町民体育祭は、住民組織の育成を図り、稲沢市の制度で調整する。

はねていただきまして、243ページ、提案理由でございます。

- 1 成人式は、継続が望まれているとし、開催について検討及び調整を行う必要がある。
- 2 生涯学習、スポーツ関係団体につきましては、統合について検討及び調整をしていく必要がある。
- 3 生涯学習施設、スポーツ関係施設管理、運営については、広く住民の利用に供するため、調整が必要とするもの。



4 図書館につきましては、図書館の利便性を高めるために調整の必要がある。  
5 スポーツ大会については、さらに充実した内容にするためとするもの。  
6 町民体育祭の件でございますけれども、地域スポーツの振興を図る上で必要な行事であって、住民が主体となった組織の育成が必要であるとするものでございます。  
はねていただきまして、244ページ以降、現況及び個々の調整方針を掲載させていただいております。

続きまして、261ページ、提案第14号「社会福祉協議会の取扱い」について。

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

はねていただきまして、提案理由でございます。

社会福祉協議会は、1市町村において1つであるため、合併に伴い統合するものでございます。

はねていただいて、現況と調整方針がここに掲げてございます。

続いて、267ページ、提案第15号「その他事業の取扱い」について。

- 1 総合計画については、合併後に新市建設計画に基づき新たに策定する。
- 2 行政改革については、合併後に新たな改革計画を策定する。職員提案制度及び行政評価制度については、稲沢市の制度により実施する。
- 3 企業誘致については、合併後も継続して現計画の企業誘致を促進する。
- 4 行政情報公開制度については、稲沢市の制度を適用する。
- 5 個人情報保護制度については、稲沢市の制度を適用する。
- 6 公共施設の管理運営については、当面現行のとおりとし、合併後、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して、新市において調整する。
- 7 法律相談については、合併時に稲沢市の制度に統一する。なお、事業の実施に当たっては、現行の開催回数及び会場を確保する。
- 8 相談事業については、合併後、稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、当分の間は現行の回数及び会場を確保する。
- 9 NPO活動支援については、現行のとおりとする。
- 10 ケーブルテレビ放送の基盤整備については、新市内における格差是正に向けて、合併後、新市において調整する。
- 11 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合のそれぞれの職員互助会の組織を合併時に統合し、会員資格、掛金、助成金等を稲沢市の制度に統一するものとする。

- 1 2 議会広報については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 1 3 選挙事務のうち、投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。
- 1 4 土地賃貸借契約及び公有財産貸付契約については、現行のとおりとする。
- 1 5 入札及び契約については、原則として、稲沢市の制度に統一する。  
なお、入札参加資格審査及び登録については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町ともに入札参加資格有効期限である平成17年3月31日以降、1年間(平成17年度)は、経過措置としてそれぞれの登録を有効とする。
- 1 6 指定金融機関等については、稲沢市の制度に統一する、というものでございます。

はねていただきまして、提案理由のところでございます。

- 1 総合計画について、速やかに新市の基本構想を策定する必要がある。
  - 2 行政改革については、各団体が取り組んで実効が得られており、今後も継続して取り組む必要がある。
  - 3 企業誘致については、特に合併後も継続して事業を促進する必要がある。
  - 4 情報公開については、行政の公正な執行と市民参加による民主行政をより確立し、行政と市民の信頼関係の増進と効率的な行政運営を図る。
  - 5 個人情報の保護に関する件ですけれども、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、これを実施する責務がある。
  - 6 公共施設の管理について、引き続き公共施設の管理運営の効率化を図るものとする。
  - 7 法律相談、8 相談事業について、住民サービスの低下を避け、現在行っておる事業を統一的な実施に向けて調整を図っていく。
  - 9 NPO支援につきましては、引き続き推進をしていく。
  - 10 ケーブルテレビの情報基盤につきましては、新市の情報格差を是正するためとするためとするものでございます。
  - 11 職員互助会については、職員の福利厚生として重要な役割を果たしているもので、合併後においても組織を一体化して、引き続き運営をしていく。
  - 12 番から16番までについては、行政の事務事業等の適正化を図る中で、住民の方への影響を最小限にし、速やかに一元化を図るという考え方によるものでございます。
- 271ページ以降、現況と個々の調整方針を掲げさせていただきまます。
- 以上、提案第1号から第15号まで、説明をさせていただきました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局の方から提案第1号「健康づくり事業の取扱い」についてから提案第15号「その他の事業の取扱い」につきまして、一括して説明が終わりました。

これらの内容につきまして、ご意見、ご質問がありますれば受けたいと思いますが、いか

かでしょうか。

この問題につきましては、次回に協議会の議題として協議を願うわけでございます。

あらかじめ、こうした資料等のお求め、ご要望がありましたら、申し出をしておいていただきたいと思います。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

ではまた、ご質問もないようでございますので、提案第1号「健康づくり事業の取扱い」から提案第15号の「その他の事業取扱い」につきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、その他に移らせていただきます。

合併協議会の開催予定につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

それでは、今後の協議会の開催予定についてでございますけれども、第9回の協議会につきましては、平成16年3月13日の土曜日、午後1時30分から4時30分、稲沢市の勤労福祉会館で開催を予定させていただきます。

内容については、掲載のとおりでございます。

第10回協議会につきましては、平成16年3月30日、火曜日、午後1時30分から4時30分まで、稲沢市民会館の小ホールで、ご覧のテーマで協議会を開催させていただきますので、よろしくご予定のほどをお願い申し上げます。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議会の開催予定につきまして、説明が終わりました。

何かご意見、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思ひます。

ご意見、ご質問はありませんか。

(発言する者なし)

ご意見、ご質問もないようでございますので、合併協議会の開催予定につきましては、このように進めさせていただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

合併協議会の予定につきましては、このように進めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、本日の予定をしておりました議事は、すべて終了いたしました。  
長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。  
これをもちまして、第8回の会議を終了させていただきます。  
どうもありがとうございました。

午後3時55分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成16年 2月18日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 内 藤 和 秀 印

議事録署名者 堀 田 裕 美 印